

# 投資信託 セット型

JAふじ伊豆  
新商品

取扱期間

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 30 日

# 定期貯金

定期貯金と投資信託セットでお申込みいただくとおトク！

## 同額コース（さんさん定期貯金）

- 販売対象：個人
- 預入期間：6か月
- 預入金額：100万円以上  
(投信購入金額と同額まで)

年 **2.0%**

(税引後 年1.593%)

【金利の基準日】2024年4月1日現在

\* 金利は税引前であり、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。

## 倍額コース（ようよう定期貯金）

- 販売対象：個人
- 預入期間：6か月または1年
- 預入金額：100万円以上  
(投信購入金額の倍額まで)

6か月 年 **1.0%**  
(税引後 年0.796%)

1年 年 **0.5%**  
(税引後 年0.398%)

### ■定期貯金の条件

投資信託と定期貯金を同時にお申込みいただいた方に限ります。  
新規預入資金（他金融機関からの預け替え資金）に限ります。

### ■投資信託の条件

ご契約口座は、課税口座・非課税口座いずれでも可能です。  
つみたてNISA専用ファンドを除く全てのファンドが対象となります。  
つみたて投資信託は対象外です。  
投信購入資金は新規資金（他金融機関からお持ちいただいた資金）に限ります。



詳しくは店頭の説明書またはホームページをご覧ください。



 JAふじ伊豆  
<https://www.ja-fujiizu.or.jp>

富士伊豆農業協同組合  
登録金融機関  
東海財務局長（登金）第148号

JA202300011

# 商品概要説明書

商品名	投資信託セット型定期貯金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>個人の方で、対象の投資信託を100万円以上ご購入いただいた方</li><li>新規預入資金（他金融機関からの預け替え資金）に限ります。</li></ul>
対象の投資信託	<ul style="list-style-type: none"><li>つみたてNISA専用ファンド・つみたて投資信託以外の全ファンドが対象</li></ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"><li>定型方式 6か月または1年</li><li>自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。</li></ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"><li>投資信託のご購入と同時に一括預入</li><li>100万円以上（投資信託と同額または倍額以内）</li><li>1円単位</li></ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"><li>満期日以降に一括して払い戻しします。</li></ul>
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"><li>預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</li><li>満期日以後に一括して支払します。</li><li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li><li>20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。</li><li>窓口にお問い合わせください。</li></ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"><li>マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li></ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しします。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利息</li></ul>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"><li>保護対象</li><li>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li></ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口（電話：055-957-8028）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対応する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。</li><li>本商品は「自動継続スーパー定期貯金規定＜単利型＞」を適用します。</li></ul>

## 投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。● 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。● JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。● JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。● 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。● 投資信託運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。● 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。● 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
- [購入時：購入時手数料がかかるファンドがあります。運用期間中：運用管理手数料（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。換金時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。] また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。● お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、自身でご判断ください。

詳しくは窓口までお問合せください。